

福島用地「金目でしょ」買収が紛糾

あの石原発言が祟り、4年以上が経つた今も、地権者と環境省の対立が続いている

最後は金目でしょ

り魔の3回生」らの問題発言が目立つ最近の自民党ではめつき影が薄いが、元祖「失言王」こと石原伸晃氏のこの台詞を憶えている読者は多いだろう。彼が環境大臣だった2014年6月、福島第一原子力発電所事故後の除染で発生した汚染土を保管する中間貯蔵施設の用地取得をめぐり、記者団に言い放ったものだ。先祖代々の土地を汚された地権者の神経を逆撫でした発言が祟り、4年以上経つた現在も一部の地権者と環境省の深刻な対立が続いている。

中間貯蔵施設は、福島第一原発を廻む大熊町と双葉町の約1600ヘクタールに、国が100%出資する「日本環境安全事業株式会社（JESCO）」の事業として計画。汚染土の保管期限は45年3月までの最長30年間とし、それまでに県外に搬出すると法律に明記された。もつとも、最終処分場を確保できる見通しがあるわけではない。

国は当初、用地を全面国有地化する方針を示したが、地権者らは反発。飛び出したのが冒頭の「金目でしょ」発言だ。これは、所有権を地権者に残したまが火に油を注ぎ、石原氏は謝罪と発言撤回に追い込まれた。国

ま土地を使う地上権設定の選択肢も認めざるを得なくなつた。

だが、環境省の7月末時点の集計によれば、地権者2360

This black and white photograph captures a massive industrial construction project, possibly a petrochemical or chemical plant. In the foreground, a large concrete foundation is being prepared, with several construction vehicles, including a bulldozer and a truck, visible. A prominent feature is a tall, thin lattice tower standing in the background. The site is surrounded by a fence, and the surrounding landscape includes hills and a cloudy sky.

ここで、環境省は「補償額は土地価格を上回ることができない」という奇妙なロジックを持ち出してきた。その根拠は補償基準25条の2だという。

しかし、25条の2は「補償額が土地価格を上回る場合、地権者が売却に応じるなら土地を取得することができる」という規定に過ぎない。上回つてはいけない、とは書いていない。

そもそも毎年の地代（6万円）は、手取り上は同額でも現在価値に割り引けばイコールではない。借金すれば利息が発生するのは、同じ額面なら現在受け取る方が価値が高いと認められるからだ。つまり、来年以降の6万円の価値は今年の6万円

「最終処分場」化の本音

ところが環境省は団体交渉の場で、地表ではなく空間・地下の規定を適用する理由について、「24条と25条を念頭に置いて、総合的判断で25条を準用」との曖昧な説明に終始。地権者会が我々の主張がおかしいなら言ってほしい」と詰め寄つても、口を噤んだままだつた。

危惧する。30年の間に搬出先が見つかる保証はなく、中間貯蔵施設をその後も使い続けたいといふのは、国の動機として十分な蓋然性があるだろう。石原氏の軽率な発言が、皮肉にも「最終処分場」化の本音を白日の下に曝け出したとも言える。

団体交渉を行つたものの、またしても環境省は十分な説明責任を果たさなかつた。国がここまでして地上権設定を嫌がる理由は何か。地権者会の顧問弁護士を務める越前谷元紀氏（福島弁護士会）は「当初の方針の全面国有地化に一步でも近付けたいのだろう」と指摘、「30年後に県外にという約束も、どこまで守る気があるのか」と

人のうち地上権を選んだのは17人止まり。一方、土地を売ったのは1402人。この差が生じているのは、国が地上権設定に対する補償額を不當に安く定めて、売却するよう誘導しているからに他ならない。：

28回に及ぶ補償交渉

からくりを説明しよう。やや細かい話になるが、少しだけ辛抱してお付き合い願いたい。

地権者団体の「30年中間貯蔵施設地権者会」（約90人）は、15年から今年1月にかけ、環境省と28回にわたる団体交渉を重ねた。環境省は地上権設定の補償額として、同省が依頼した不動産鑑定士の評価額（土地価格の7割）の一括支払いを提示。これに対し地権者会は、土地価格の6%の地代を毎年支払うよ

(25条) とで異なる規定がある。地表の使用では地代の年払いが原則（6%という地代の率は、宅地や農地を使用する場合の標準として補償基準の細則に示されている）。一括補償は送電線や地下鉄など空間・地下を使用するケースに限られる。中間貯蔵施設は明らかに地表の使用だろう。実際、汚染土を施設に搬入する前の「仮置き場」の用地取得では、24条に基づいて補償額を算定した。不動産鑑定士が登場する幕などない。地権者会は「環境省は24条のどこにも載つていらない独自のルールを持ち出している」と批判する。

仮に土地価格を「100万円」とする。環境省の算定では「70万円」の一括補償だが、地権者会の主張に沿えば「6万円」の地代を30年間、合計「180万

今さら算定方法の変更などできないという国の事情も分からなくはない。既に土地を売つた元地権者から訴訟を起こされかねないからだ。もはや現場の役人の判断でどうにかなる話ではなく、政治決断しか解決の糸口はない。

しかし、補償額の算定方法を歪めてまで売却しないと損だと思われてゐるなら大問題。憲法29条（財産権の保障）違反の疑いさえある。ある地権者は「国は地権者が補償額を釣り上げるためにゴネていると思わせたいのだろうが、ルールを無視しているのは國の方だ。こんな前例を許せば、将来の公共用地取得にも禍根を残す」と憤る。

た今も大部分が帰還困難区域の大熊町、双葉町が、30年後にどれだけ人が住める環境になつてゐるかは分からぬ。それならいつそ土地を売つた方がマシと考へる地主者が、るのは当然で

う求めてきた

国の「公共用地の取得に伴う損失補償基準」には、地上権設定による土地使用に関し、「地表」（24条）と「空間・地下」